

令和6年9月26日

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた
手形・小切手帳発行手数料の改定について

当金庫は、令和7年1月6日（月）より手形・小切手帳発行手数料を改定いたしますので、お知らせいたします。

令和6年8月15日に手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組方針を公表し、電子化に向けた対応を実施しております。今般の手数料改定は、電子化に伴う手形・小切手の交換枚数減少による1枚あたりの事務負担や発行コスト増加を踏まえ、見直しを行うものです。

今後とも一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和7年1月6日（月）

※改定日以降の発行依頼受付分より、改定後手数料を適用いたします。

2. 改定内容

(消費税込み)

	改定前	改定後
小切手帳（50枚つづり）	1,320円	11,000円
手形帳（25枚つづり）	1,100円	5,500円

※改定日までの発行につきましては、手形・小切手帳をご利用いただいている全てのお客さまのご依頼にお応えするため、1取引先あたり原則3冊までといたします。

※発行依頼の受付状況によっては、手形・小切手帳のお渡しが通常より大幅に遅れる可能性がございます。

<当金庫は電子的な決済方法への移行を推奨しております>

手形・小切手に代わる決済方法として、「しんきん電子記録債権サービス」や、「インターネットバンキング（ビジネスダイレクト、パーソナルダイレクト）」への移行をご案内しておりますので、是非ともご検討をお願い申し上げます。

サービス名	特徴など
しんきん電子記録債権サービス (でんさいサービス)	◎手形の代替となるサービスです。 ・支払期日に資金を利用することができます。 ・手形と異なり印紙税は課税されません。 ・手形用紙代や郵送料がかかりません。
インターネットバンキング (ビジネスダイレクト 、 パーソナルダイレクト)	◎小切手の代替となるサービスです。 ・来店不要でお振込ができます。 ・振込手数料が窓口に比べお得です。 ・小切手用紙代や郵送料がかかりません。

<ご参考：手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて(令和6年9月現在)>

1. 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止

実施日	令和6年9月2日（月）
内容	令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、代金取立の受付を停止いたしました。

2. 当座預金（一般当座）の新規口座開設停止

実施日	令和6年11月18日（月）
内容	当座預金（一般当座）の新規口座開設を停止いたします。実施日以降は無利息普通預金（決済用預金）等をご利用ください。 ※既に当座預金（一般当座）をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

3. 一般当座貸越の新規申込停止

実施日	令和6年11月18日（月）
内容	一般当座貸越の新規申込を停止いたします。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

4. 払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始

実施日	令和6年11月18日（月）
内容	当座預金からの払戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始します。 ※小切手による払戻しも引き続きご利用いただけます。

以上